離婚届（裁判）の書き方とご注意

該当する箇所にチェックし、
本籍・筆頭者氏名を記入してください。

・もとの戸籍に戻る場合
▸婚姻前の本籍地、筆頭者を記入してください。
▸婚姻前の氏（旧姓）にもどります。
※もとの戸籍が除籍となっている場合、もどることはできないので、「☑新しい戸籍をつくる」にしてください。

・新しい戸籍をつくる場合
▸本籍には実在する町名・地番を記入してください。
▸筆頭者には婚姻前の氏にもどる者の氏名を婚姻前の氏（旧姓）で記入してください。
└**届出人でない者が、新しい戸籍をつくる場合**
▸婚姻前の氏にもどる者本人がその他欄にその旨を申出し、署名する必要があります。
調停調書に記載のある場合は、不要です。
※申出がない場合、婚姻前の氏にもどる者はもとの戸籍にもどります。

その他欄記載例） この届出により復氏する妻につき新戸籍編製の申出をします。
新本籍　富山県高岡市本町町１番
二上　翠　平成２年１月３日生

・離婚後も、婚姻中の氏を続けて称する場合
▸何も記入しないでください。
※離婚届の他に、「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。

≪未成年の子がいる場合≫

未成年の子がいる場合は、調書等に親権者が記載されています。
子の親権について、父母のどちらかまたは父母双方の該当する欄に子どもの氏名（フルネーム）を記入してください。

※親権者を定めても子の戸籍に変動はありません。
子どもを離婚後の親権者の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所の許可を得て入籍の届出をする必要があります。

調停の成立又は裁判等の確定日から 10 日以内に届出してください。
≪持参していただくもの≫　調停、和解又は認諾離婚の場合…調停、和解又は認諾調書の謄本
審判又は判決離婚の場合…審判書又は判決書の謄本及び確定証明書

届出人は、裁判の申立人です。
申立人が 10 日以内に届出しないときは、相手方からも届出できます。
婚姻中の氏で、届出人本人が署名してください。

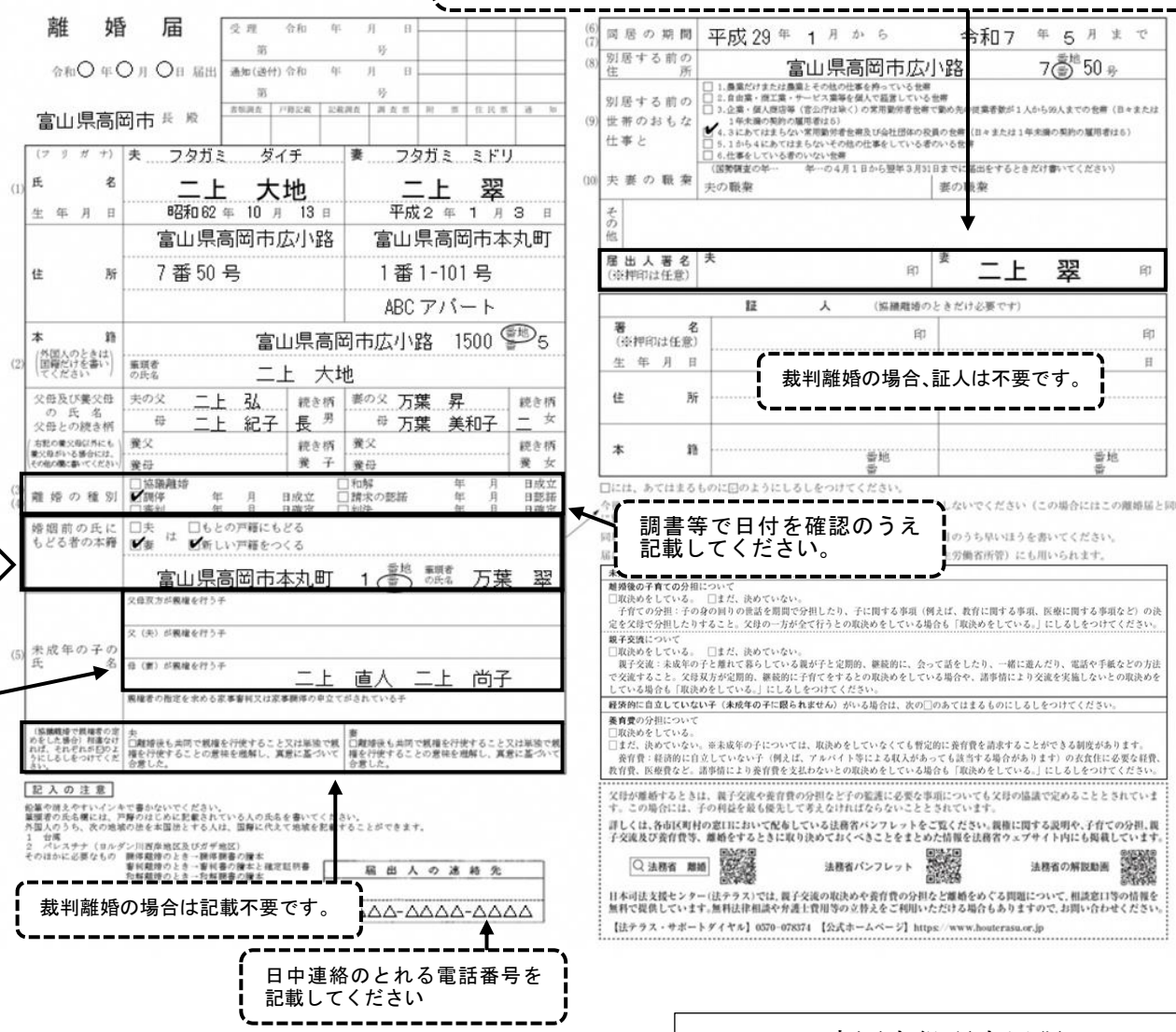

≪注意≫
※添付書類不足、未記入、誤記等により、受理できないことがあります。ご了承ください。

高岡市役所市民課
〒933-8601　高岡市広小路７番 50
TEL：0766-20-1336